

熊本市営繕工事における週休2日試行工事实施要領

制定 令和元年（2019年）9月6日公共建築部長決裁

改定 令和3年（2021年）3月4日公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施する。

なお、週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型」を実施する。

（対象工事）

第2条 熊本市が発注する営繕工事のうち、原則として設計金額8千万円以上の工事を対象とする。なお、これに伴う分離発注が存在する場合、この分離発注工事も対象とする。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる工事は対象外とする。

- (1) 工期や作業工程に制約がある工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- (3) その他発注者が指定する工事

（発注手続き）

第3条 当初設計については、第6条に示す週休2日による労務費の補正をせず積算し発注する。

2 設計書概要に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。（別紙1参照）

（用語の定義）

第4条 週休2日 本市が試行する受注者希望型の「週休2日試行工事」における「週休2日」とは、対象期間において、4週6休以上の休日（現場閉所及び現場休息）を確保することをいう（曜日の特定はない）。やむを得ず計画した休日（現場閉所及び現場休息）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所及び現場休息）を確保するものとする。

- 2 対象期間 対象期間は、工事着手日から完成届提出日までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 3 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して、現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 4 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 5 4週8休以上 対象期間内の休日（現場閉所及び現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

（試行方法）

- 第5条 受注者による意思表示 受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。
- 2 休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表の提出 受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表（別紙2参照）を監督員に提出する。休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表の作成に当たっては、「週休2日」の定義を反映させることとする。
 - 3 実施報告 受注者は、休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表により休日（現場閉所及び現場休息）の実施状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出する。
 - 4 休日（現場閉所及び現場休息）の確認方法 監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表により休日（現場閉所及び現場休息）の実施状況を確認する。
 - 5 看板等による表示 受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙3参照）

(労務費の補正)

第6条 休日(現場閉所及び現場休息)の達成状況に応じた、以下の(1)から(3)までの補正係数を労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に乗じて、変更契約時に補正するものとする。

(1) 4週8休以上

現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の場合

1.05

(2) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所(現場休息)率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合

1.03

(3) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所(現場休息)率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合

1.01

2 契約変更後、工事完成日まで、所定の現場閉所(現場休息)率を下回らないよう留意すること。

また、休日(現場閉所及び現場休息)の達成状況を確認後、4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更契約の対象としない。

(週休2日実施証明書の交付)

第7条 週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上の休日(現場閉所及び現場休息)取得を達成した工事には、達成状況を記載した週休2日実施証明書(別紙5参照)を交付する。

なお、「週休2日試行工事の取り組みを実施した工事」とは、実施の意向について、第5条第1項による取り組み実施協議が整った工事を指す。

2 実施の方法については、以下の方法によるものとする。

(1) 監督員は、工事完成日までに当該工事が証明書発行対象となるか確認するものとする。

(2) 監督員は、対象工事と認められる場合、工事発注課(室)長の決裁後、証明書を受注者宛てに発行するものとする。

(3) 証明書は、工事完成日から2週間以内に発行するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定め

るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年（2019年）9月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年（2021年）4月1日以降に契約依頼を行う業務に適用する。